

平成29年第2回

臨時会会議録

会 期

平成29年5月1日（月）

会議日時

平成29年5月1日（月）

東串良町議会

平成29年第2回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 平成29年5月1日 午前10時00分
閉 会 平成29年5月1日 午後 0時02分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 讓一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 原田 猛 9番 宮地利雄

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	教育委員会管理課長	坪山 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	薬丸 淳郎
経済課長	堀口 利弘	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
福祉課長	津曲 稔		
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 橋口 正博

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東串良町一般会計補正予算（第 12 号））
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 7 議案第 20号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 21号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 22号 財産の取得について
- 日程第 10 常任委員の選任
- 日程第 11 議会運営委員の選任
- 日程第 12 大隅肝属地区消防組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 13 大隅肝属広域事務組合議会議員の補欠選挙

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 7 議案第 20号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 21号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 22号 財産の取得について
- 日程第 10 常任委員の選任
- 日程第 11 議会運営委員の選任
- 日程第 12 大隅肝属地区消防組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 13 大隅肝属広域事務組合議会議員の補欠選挙

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成29年第2回東串良町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 原田 猛君及び9番  
宮地利雄君を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等  
の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

おはようございます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）の御説明を申し上げます。

東串良町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることから、東串良町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり東串良町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町

会 議 の 経 過

一般会計補正予算（第12号）

議 長（田之畑）

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

本件について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町一般会計補正予算（第12号））の御説明を申し上げます。

平成28年度東串良町一般会計補正予算（第12号）につきましては、国・県支出金、地方交付税、ふるさと納税寄附金の補正及び町道等に係る町債の確定及びそれに伴う財源更正、財政調整基金への積み立ての必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので同条3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町一般会計補正予算（第12号））を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

議 長（田之畑）

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の御説明を申し上げます。

平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、平成28年度鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付額変更による交付額の増減及び一般会計繰入金の国民健康保険基金への積み立てのため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条3項により御報告し、承認を求めらるるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を採決します。

会 議 の 経 過

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))

議 長 (田之畑)

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))を議題とします。

本件について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))の御説明を申し上げます。

平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、国庫交付金事業にかかわる調査への確定及びそれに伴う財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 議案第20号 財産の取得について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第20号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第20号 財産の取得について御説明申し上げます。

にぎやかタウン雪山地区地盤沈下問題における合意の履行及び町営住宅等の貸付用財産として、所在は肝属郡東串良町池之原字長ヶ出口2470番地3、木造かわらぶき平家建の建物を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

この前、3月の議会で予算審査をやったわけです。そこで一番問題になったのが、この物件の購入費、当初拡大を計画されていたわけなんです、それができない、一般財源ということで、我々議員も賛否両論ありました。特に、この物件については中古物件でございます。全て取得価格を提示されて、それから再度審査されたらどうかと思うわけでございます。

## 会 議 の 経 過

以上、意見を述べます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

金額については承知しておりませんが、町といたしましては、不動産鑑定価格に基づき購入するという方針でございますので、競争落札価格を把握する必要はなかったところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

去年の6月の町長の公文書の中で、この価格については、取得価格を最高限度としますという文書を出してございます。ですから、そこでやっぱり文書を出した以上は公文書ですから、その取得価格を調査する必要があるんじゃないかと、私は思っておりました。ですから、そこを対比して、中古物件ですから、取得価格とこの不動産鑑定価格と対比して審査されたらどうかなと思うわけでございます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長から説明させます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたのは、平成28年6月18日の文書であると思います。その中に、確かに不動産鑑定価格による買い取りを実施ということで、方針としまして、買い取り価格を上限としてという文言が含まれておりました。これにつきましては、当然に当初建築をした価格、あるいは再取得価格という意味合いでの取得価格でございまして、途中の中古物件を購入したという価格での意味合いではございませんし、また、一貫して町のほうといたしましても、不動産鑑定価格による買い取

## 会 議 の 経 過

りということで御説明をさせていただいておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

この仮契約書の中で10条でございますけれども、補償料とありますけれども、これは何の補償料なのか。それと原田さんの分が41万40円、別の方は百何万円なんですけれども、これを補償料であればそろえる必要があるんじゃないかと思っております。いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この補償料ですけれども、原田さんの場合は、途中で宅地を購入されておりますので、土地貸付料の支払い期間が短いために、当然に補償料の金額が低くなっておるのは当然でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

補償料であれば、同じ立場であると思うんですよね。その土地の借地料を補償料に充てるのであれば、この額なんですけれども、補償料そのものであれば、3名の方が同じ金額でないと補償料じゃないんですよね。この土地の借地料を充てるんだったら、これはまた別ですよ、このとおりですよ。ただ、一概に補償料であれば、3名をそろえるのがこれは筋じゃないですか、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長から説明させます。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、金額が少ないのは、物件を途中から購入したということで、その金額の算定としましては、今までお支払いしてきた貸付料を全額お返しするという性質のものでございます。そろえるとなりますと、それではどの金額で幾らというふうに決めるのかということになれば、いろいろとなかなか困難を来すということがございますので、土地にいろいろともが入っていたという問題があるということは事実でしたので、その貸付料については、今までお支払いしていただいた金額を全額お支払いするという合意に住民の皆様方とも至っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

議案第20号から議案第22号までの建物等売買契約書兼土地賃貸借契約解除書案について質問いたしますが、第10条の今、同僚議員からも質問がございましたけれども、補償料の支払いでございますが、3件で272万880円でございます。この条文から解釈いたしますと、土地賃貸借契約の合意解約に伴う補償料でございます。補償料の額については、今執行部のほうから説明がございましたけれども、今までの借地料を補償料とするということでございますが、どのような根拠でされたのか、お尋ねいたします。

また議会の議決事項でございます地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額の決定については、議会の議決事項でございます。額が妥当であるかどうか、議会の議決事項であると思いますが、この補償料については、議会の議決事項ではないと判断されている明快な答弁を願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長から詳細に説明させます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

この補償料の金額の出し方につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。また、町長の政治的な判断に基づきまして、この問題について早急に解決をするということで出した金額でございます。今までお支払いいただいた金額をそのままお返しするというところでございます。

それから、議会の議決が必要ではないかということでございますけれども、議会の議決が必要となりますと、賠償金であれば、確かに議員がおっしゃるように議会の議決が必要でございますが、その場合に、違法な行為によりまして、他人の権利を侵害して損害を与えた場合に、その損害を補償するために支払われるものが賠償金でございます。実質実害というのは出ておりません。土地でいろいろと変状があったときには、その都度補修もしておりますし、町としましても調査をしまして、補修工事をするというような対応もしてきております。ですから、住民の皆様方に対して、実際実害があれば、当然にそれは賠償金ということで議会の議決も必要でありましょうけれども、実際土地が陥没して、家が一部損壊したとか、そういった実害もございませんので、賠償金ではないという判断のもと、議会の議決は必要ないというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

実害がないということでございますけれども、精神的に大変な苦痛であったと思うわけですが。実際にこのような補修はその都度していらっしゃると思うんですけれども、この補償料というのは今までの借地料をみんなこの補償料でしていくということなんですけれども、そのために補償料を支払うわけですが、精神的な苦痛とは大変なはかり知れないものがあつたと思うわけですが、実害がないということはないわけでございます。今後慎重に間違いのないような処理をされることを要請いたします。

次に、平成29年度一般会計の当初予算では、企画費の補償、補填及び賠償金で269万6,000円の予算措置がございます。仮契約書では、272万880円でございます。2万4,880円の予算不足になるわけでございますが、仮契約にいたしましても、本契約にいたしましても予算がなければ契約はできないわけですが、どのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩いたします。

## 会 議 の 経 過

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時26分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。

企画課長。

企画課長（中 島）

先ほどの補償費の問題でございます。当初予算上は確かに議員がおっしゃるとおり、269万6,000円ございました。この土地の建物の契約書でいけば、合計すれば、確かに2万4,880円不足をいたします。これにつきましては、当初、4月で当初計算をして、当初予算に計上しておりましたけれども、この契約書の解約時期は5月でございます。ですから1カ月分不足をしてしまったということでございます。この分につきましては、他の節の区分から流用という形でさせていただければ、会計上支障はございませんので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。

それから先ほど実害という件についての答弁をいたしました。あれにつきましては、土地に問題があったわけですが、それが原因で建物には実害はなかったということでございますので、再度説明をさせていただきます。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

提案理由に記載してございます町営住宅等の貸付用財産として取得されるわけですが、2件は150万円以上の太陽光発電設備を買い取ることになっております。町営住宅の使用料につきましては、公営住宅法第12条第1項の規定に基づき算出するようになっております。6月1日以降、町営住宅として使用する場合に、どのような方法で貸付をされるのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長を通じて。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、理由につきましては、町営住宅等ということでございます。可決をしていただければ、総務課のほうともまた連携を図りまして、町営住宅、あるいは普通財産による貸付でいくか、そのあたりは、また今後協議をしていきたいと思っております。町営住宅となりますと、また条例の改正も必要でありますし、普通財産の貸付となれば、規則での対応となりますので、それは今後協議をして詰めていきたいというふうに思っております。

議 長（田之畑）

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

早急に、このあたりはもう5月ですから、6月1日からこのような町営住宅等に貸し付けるということで、提案もなっておりますので、早急に対応していただくように要請いたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

お尋ねいたしますが、いわば財産取得をされた後、問題がある土地でありますので、移転とかいろいろなっているわけなんです、その後、取得された後の修復というのはどのような計画でなされるおつもりですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

取得された後、その後、3件のうち2件の方、新しい第5次に移られるわけですが、その後、当分入っていらっしゃる方もいらっしゃると思っておりますので、すぐさまということではできないだろうと思っております。その後、皆さん出られた後、工事に入りたいと思っております。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

先ほど企画課長が損害はないというような解釈のもとで答弁をされましたけれども、損害はないという、そういう解釈は間違いはないですか。そこら辺のところをもう一度はっきりとお願いいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

先ほどの損害がないといえますのは、費目が賠償金ではないかという質問での答弁でございまして、一応市町村課のほうにも今までの経緯を説明をしまして、それは賠償金ではないなというような御指導もいただいております。そういった中で補償料ということで組みさせていただきましたので、実害が当然あれば、賠償金ということに予算計上もしないといけないわけですけれども、今までの経緯というものを説明をさせていただいて、そのような御指導もいただいておりますので、補償金というふうに計上した以上は、賠償金ではないということで、そういった意味で答弁したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

実害はないという判断に至った経緯というものはどのようなもので実害がないというように判断をされたのか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

実害がないというふうに言いましたのは、土地の変状が出て、住民の皆様方からあったら早急に町としても、今まで補修工事を行ってまいりました。そういった意味で、建物、そういったものに損害がないうちに対応してきたという状況もございまして、そういった意味で実害がないというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

議 長（田之畑）

暫時休憩いたします。

## 会 議 の 経 過

休 憩 午前10時33分

再 開 午前11時19分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
質疑を続けますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

私は、賛成の立場で討論をいたします。  
賛成ではありますが、この専門家の鑑定士、不動産鑑定士が立てた金額プラス補償料というふうになっておりますよね。その補償料について、先ほど議員間でもいろいろと議論がなされました。いろいろと問題が起こって以降の期間は一緒ではないかと、3人ともですね、まあもう1人いらっしゃるわけけれども。期間が一緒なのに、それに居住期間をそのまま掛けて差が出るというのはいかかなものかということがありました。しかし、この出された議案のとおり、一応関係住民もそれで納得をしているという事態に至っているわけで、それはそれで進めることになると思いますが、その辺についての本契約を結ぶに当たって、執行部側がぜひもう一度この住民側の意向も聞いた上で本契約を結んでいただきたいということと、補償料がやはり不足しているという問題についても、早急にこの予算化すべきだということを申し上げて、討論をいたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論ありませんか。  
5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

私も賛成の立場で討論いたします。  
補償料の額につきましては、再度検討していただきまして、最善の方法で附帯決議として賛成いたします。

## 会 議 の 経 過

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第20号 財産の取得についてを採決します。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第21号 財産の取得について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第21号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第21号 財産の取得について御説明申し上げます。

にぎやかタウン雪山地区地盤沈下問題における合意の履行及び町営住宅等の貸付用財産として所在は肝属郡東串良町池之原字長ヶ出口2470番地5、木造かわらぶき2階建の建物を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第21号 財産の取得についてを採決します。
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第9 議案第22号 財産の取得について

議 長（田之畑）

日程第9 議案第22号 財産の取得についてを議題とします。  
本件について、町長の提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

議案第22号 財産の取得について御説明申し上げます。  
にぎやかタウン雪山地区地盤沈下問題における合意の履行及び町営住宅等の貸付用財産として、住所は肝属郡東串良町池之原字長ヶ出口2470番地7、木造かわらぶき平家建の建物を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第22号 財産の取得についてを採決します。  
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。  
ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時27分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

◆ 日程第10 常任委員の選任

議 長 (田之畑)

日程第10 常任委員の選任を行います。
常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。
お諮りします。
常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、さきにお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。
御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっており、さらに同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

委員会の招集場所は、次のとおり定めます。

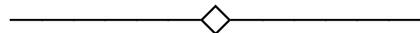
総務民生常任委員会は正副議長室に、教育産業常任委員会は議員控室と定めます。

次に、各常任委員会の年長委員を紹介します。

総務民生常任委員会は宮地利雄君、教育産業常任委員会は前田 隆君であります。

ここで、しばらく休憩します。

休 憩 午前11時28分



再 開 午前11時51分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

総務民生常任委員会委員長 原田 猛君、総務民生常任委員会副委員長 西園貞美君、教育産業常任委員会委員長 前田 隆君、教育産業常任委員会副委員長 牧原完治君、以上のとおりです。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議会運営委員の選任

議 長 (田之畑)

日程第11 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

## 会 議 の 経 過

議会運営委員の選任については、東申良町議会運営委員会規定により、瀬戸山譲一君、前田 隆君、原田 猛君、牧原完治君、上園ミキさんを指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました瀬戸山譲一君、前田 隆君、原田 猛君、牧原完治君、上園ミキさんを議会運営委員に指名します。

これより議会運営委員会は委員長及び副委員長の互選を行います。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は議会運営委員会において互選することになっており、さらに同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより議会運営委員会を正副議長室に招集します。

次に、議会運営委員会の年長委員を紹介します。

前田 隆君であります。

しばらく休憩をいたします。

休 憩 午前11時53分  
—◇—  
再 開 午前11時57分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長 牧原完治君、副委員長 瀬戸山譲一君、以上のとおりです。

~~~~~

◆ 日程第12 大隅肝属地区消防組合議会議員の補欠選挙

議 長 (田之畑)

日程第12 大隅肝属地区消防組合議会議員の補欠選挙を行います。

同組合議会議員は、同組合同規約第5条の規定により当議会から西園貞美議員と宮地利雄議員の2人を選出しておりますが、4月27日付で宮地利雄議員から同組合議会議員の辞職願が提出され、1人の欠員が生じたところであります。同組合同規約第5条第3項で議会の議員の中から選挙された組合議員に欠員が生じたときは、その都度補

会 議 の 経 過

欠選挙を行うとされています。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員には、東串良町議会運営に関する申し合わせ事項により児玉勇治君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました児玉勇治君を大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました児玉勇治君が大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属地区消防組合議会議員に当選された児玉勇治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

~~~~~

### ◆ 日程第13 大隅肝属広域事務組合議会議員の補欠選挙

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

日程第13 大隅肝属広域事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

同組合議会議員は、同組合同規約第6条の規定により、当議会から上園ミキ議員と原田 猛議員の2人を選出しておりますが、4月27日付で原田 猛議員から同組合議会議員の辞職願が提出され、1人の欠員が生じたところであります。同組合同規約第6条第4項で議会において選挙された組合議員に欠員を生じたときは、直ちにその補欠選挙を行わなければならないとされています。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員には、東串良町議会運営に関する申し合わせ事項により宮地利雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました宮地利雄君を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮地利雄君が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選された宮地利雄君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

## 会 議 の 経 過

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 0時02分